

## 国民保護に係る最近の動向

山下副理事長

H21/4/17脱稿

平成16年9月に国民保護法が施行されて以来4年余、この間、指定行政機関、都道府県、指定公共機関、市町村及び指定地方公共機関における国民保護計画の策定、図上訓練や実動訓練の推進、各種検討会等の設置による更なる検討の実施と施策への反映、各種システムの整備等が意欲的に行われてきた。

本稿に於いては、これらの進捗状況等を概括する。

### 1 国民保護の必要性・重要性の認識（北朝鮮のテポドンミサイル発射に伴う対処）

国際社会の度重なる自制要求を無視して、北朝鮮は、4月5日1130頃、北東部舞水端里（ムスダンリ）のミサイル発射基地からテポドン2（改良型）と目されるミサイルを発射し、一段目は日本海に、二段目以降は太平洋海上に落下した。日本は、所要の情報収集・警戒態勢をとると共に、万が一日本に落下する場合に備え、破壊措置命令を発してイージス艦やPAC3を展開配備した。幸いにして落下はなく、終結した。本事案を機に国民保護の重要性・必要性が広く国民に認識された（と愚考する）。

### 2 国民保護に係る訓練回数の増加

国民保護に関する国と地方公共団体等の共同訓練の実施回数が逐次増加している。その状況は

平成17年度：5県、2回

平成18年度：10都道府県 11回

平成19年度：15府県15回

平成20年度：18県 18回 であり、未実施の県は、9県のみとなった。

### 3 「国民保護に関する基本指針」の修正等

HP<sup>1</sup>によれば、平成20年度の「国民の保護に関する基本指針」の変更のポイントは、次の7項目である。

#### ① 現地調整所の活用【第1章4（3）】

これまでの訓練の成果、マニュアル整備等を踏まえて、現地関係機関の部隊が現場で活動を円滑に調整するための仕組みについて新たに記述。

#### ② 合同対策協議会について【第3章第2節、第5章第2節2】

これまでの訓練の成果、マニュアル整備等を踏まえて、国の現地対策本部が、地方公共団体の対策本部及びその他の関係機関の間における情報共有や意思の統一を図るために開催する会議について新たに記述。

#### ③ 政府関係金融機関による融資【第4章第5節1（4）】

平成20年10月1日施行の政策金融改革等を踏まえて修正。これまで政府関係金融機関とされてきた組織の名称の変更、組織の統合、業務内容の整理を反映。また、今回新たに設けられた株式会社日本政策金融公庫が指定金融機関に対して行う危機管理対応業務（大規模な災害、テロリズム等による被害対処するために必要な資金の貸付等）を追加。

#### ④ 安否情報システムの運用【第4章第2節6】

安否情報システムの運用開始を踏まえて記述を修正。

<sup>1</sup> <http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/201024point.pdf>

- ⑤ 特別支援学校について【第4章第1節4(3)】  
学校教育法等の改正に伴い、養護学校を特別支援学校に改める。
- ⑥ 緊急処理事態に係る記述の修正【第5章】  
これまでの訓練の成果等を踏まえて、緊急処理事態の定義等をより適切な表現に改める。  
参考：改定された緊急処理事態の定義  
「緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要な事態である<sup>2</sup>。」

- ⑦ 観光庁の設置【第1章3】  
平成20年10月1日に国土交通省の外局として設置され、新たに指定行政機関となった観光庁の役割を記述。

#### 4 地方公共団体の総合的な危機管理体制に関する検討会の開催と「報告書」の発出

近年における自然災害・異常気象の頻発、大規模化・顕在化や、社会インフラの関係の事故、感染症等の新たな疾病、テロリズム等の新たな脅威の高まりにつれ、地方公共団体においては発生する多様な事態について、危機管理の更なる充実が喫緊の課題となってきた。今までは、自然災害への対応を主体とした災害対策本部による危機管理が主体であったが、国民保護法の施行に伴い危機管理体制も一新されたが、一方、自然災害と国民保護事態との危機管理体制の乖離も見られるようになった。

このため、自然災害や国民保護事態等を網羅した総合的な危機管理体制の検討を行う必要があり、平成18年9月、総務省消防庁は、地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を設立した。

平成18年度、19年度と会合を重ね、この2年間の調査・検討の結果を、「地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備に関する平成19年度報告書(都道府県における総合的な危機管理体制の整備)」平成20年2月に、同じく平成21年3月には“市町村における総合的な危機管理体制の整備”に関する報告書が取り纏められた。

#### 5 「武力攻撃や災害から身を守るために」のDVDの製作と映像提供

内閣官房の「国民保護ポータルサイト」に掲載されてもいるパンフレット「武力攻撃やテロなどから身を守るために」の映像版が、消防庁のHP3にアクセスすれば視聴することが出来る。約6分の放映時間ではあるが、映像であるので非常に理解容易である。

#### 6 安否情報システムの運用開始

消防庁の報道資料によれば、平成20年4月25日から、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(安否情報システム)の運用を開始した。

本システムの運用により、避難所等から直接、全国統一のシステムにアクセスして安否情報の収集、整理が可能となった。地方公共団体は、全国共有の安否情報を検索でき、国民からの照会に対して回答することが出来るようになった。また、自然災害・事故時等の際にも、希望する地方公共団体は利用可能となっている。運用開始時点で、65%の市町

<sup>2</sup> 「国民の保護に関する基本指針」72頁

<sup>3</sup> <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kokuminhogo/bryokukougeki.html>

村が利用の意向である。

## 7 J-ALERTの普及促進等について

### (1) J-ALERT整備への財政支援<sup>4</sup>

4月5日の北朝鮮の弾道ミサイル発射の際には、その運用が見送られたJ-ALERTであるが、本来は斯様な時にこそ、その機能を発揮すべきものである。見送られた背景には整備率の低さがあるとも言われている。4月1日現在の整備率は全体の15.7%（284市区町村）に止まっている。受信システムに係る費用は、約700万円であり、これは市区町村の負担となっている。事業費の実質45%を賄う支援策を講じているが、義務ではないため、整備が進展していない。全自治体のシステム導入には約105億円の予算が必要とされている。21年度補正での財政支援を検討している由。

### (2) 啓発用映像資料の提供

総務省消防庁のHPにおいて、J-ALERTの啓発用映像資料を視聴出来る。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/j\\_alert/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/j_alert/index.html)

3分半余りの映像である。

### (3) J-ALERTによる送信対象に緊急地震速報の追加処置

平成19年10月1日から、J-ALERTの送信対象に「緊急地震速報」を追加した。一般住民向けの提供の際に使用する放置音は、NHKがテレビ・ラジオで使用するチャイム音と同一である。

## 8 国民保護における避難施設の機能に関する検討会「報告書」の発出

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2007/200703-2houdou.pdf>

消防庁では、国民保護における避難施設の機能について、具体的かつ専門的に調査・検討することを目的として、平成19年10月より、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会」を開催した。本検討会において、国民保護事案に対応するために地方公共団体が指定している避難施設の現在の状況及び海外の事例を調査するとともに、NBC等各種攻撃から国民の生命及び身体を保護するために避難施設が備えるべき機能等について検討を行った。検討結果が平成20年7月3日に公表された<sup>5</sup>。

ポイントは 次の二点に関する提言である。

### ①既に指定されている避難施設の機能強化

### ②新たな指定について

提言1 避難施設に必要な機能とその強化方策

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| a 衝撃や爆風の影響緩和機能 | b 汚染の侵入を防ぐ機能（気密性） |
| c 汚染の拡大を防ぐ機能   | d 侵入防止機能          |
| e 情報集機能        | f 情報伝達機能          |
| g 備蓄等          |                   |

提言2 避難施設の新たな指定

- ・ 地下施設や堅牢な施設等、一時的な避難（退避）に適している屋内施設について、避難施設として可能な限り多く指定する必要あり。地下街、地下駅舎等は有効
- ・ 民間施設については、営業時間外への対応困難性、開放スペースの限定の課題あり、現状確認と施設管理者の意見聴取をした上で指定に向けた積極的取組みが必要

<sup>4</sup> 産経WEB 2009.4.8

<sup>5</sup> <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2007/200703-2houdou.pdf>

参考までに、避難施設については、平成20年4月1日現在、全都道府県で指定されており、その総数は88,005箇所である。そのうち、屋内施設は67,828箇所である。因みに埼玉県においては、3,003施設が指定されている。

#### 9 国民保護を円滑にするための現地調整所のあり方について(検討)

対策本部、都道府県対策本部及び市町村（特別区は市と看做す。）対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される「現地調整所」標準的なモデルを示したものである。

以下、その要点を摘記する。

- ① 現地関係機関相互の緊密な連携が重要
- ② 現地調整所の性格:関係機関の各々の役割内の活動内容の調整や情報共有を行うために個々の現場に設置（対策本部が役割分担の調整等総合・政策的な調整であるのに対して、現地調整所は現地での作業の進め方等についての打ち合わせ的な、言わば即地的な調整（作業ベースの調整）
- ③ 地方公共団体が所要により設置する。災害の規模や影響範囲によっては都道府県
- ④ 設置場所：現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性を考慮
- ⑤ 運営は設置した地方公共団体が他機関の協力を得て実施
- ⑥ 活動内容の確認及び調整、情報の共有
- ⑦ 地方公共団体の対策本部（現对本部を含む）は収集情報を迅速に現地調整所に伝達  
現地調整所は活動内容等を報告

#### 10 国民保護計画の充実

平成21年3月17日の内閣官房の記者発表<sup>6</sup>によれば、北海道等20道県の国民保護画の変更が認められた。（厳密には、それぞれの計画の変更について政府としては異議がないということである。）

主要変更事項は次の諸点である。細部の説明は割愛する。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ① 他都道府県・関係機関との連携強化    | ② 参集体制の充実      |
| ③ DMA Tの活用            | ④ 通信手段の充実      |
| ⑤ 都道府県国民保護対策本部の組織等の変更 |                |
| ⑥ 現地調整所の活用            | ⑦ 合同対策協議会への出席  |
| ⑧ 安否情報システムの活用         | ⑨ ヘリポートの管理者の変更 |
| ⑩ 緊急被ばく医療体制の変更        | ⑪ その他          |

終りに

以上、直近の国民保護に係る状況を概括した。詳細については、それぞれのHPや資料を参照して貰いたい。

---

<sup>6</sup> <http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/210317kisyu.pdf>